

北海道個人情報保護条例等の改正について（答申）

平成28年11月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

○ 答申にあたって

近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関する情報）の利活用を適正に進めていくことが官民を通じた重要な課題となっている中、昨年9月に個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正が行われた。

この改正を受けて、平成28年5月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）において個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の定義の追加がなされ、また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）においても、個人情報の定義の明確化に関する改正がなされた。

地方公共団体が保有する個人情報においても法改正の趣旨を踏まえた見直しが必要であることから、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）及び北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「情報公開条例」という。）の改正について、次のとおり答申する。

平成28年11月8日

北海道情報公開・個人情報保護委員会

会 長 尾 崎 英 雄

目 次

1	個人情報保護条例の改正について	
(1)	行政機関個人情報保護法関連 個人情報の定義の修正及び要配慮個人情報の追加について	1
(2)	個人情報保護法関連 条項の削除について	3
2	情報公開条例の改正について	
(1)	情報公開法関連 個人情報の定義の修正について	4
参 考		5

1 個人情報保護条例の改正について

(1) 行政機関個人情報保護法関連

個人情報の定義を修正すること及び要配慮個人情報を追加することは適当である。

【説明】

個人情報保護法は平成27年9月、制定当時には想定されなかった情報通信技術の発展による「グレーゾーンの拡大」、「ビッグデータへの対応」などの環境変化に対応するため、「個人情報の定義の明確化」、「要配慮個人情報の追加」などの改正が行われた。

個人情報保護法の改正に伴い、平成28年5月には行政機関個人情報保護法も改正され、個人識別符号の概念を取り入れ、個人情報の定義の明確化を図ること、人種、信条、病歴など、本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性がある個人情報を新たに要配慮個人情報として定義することなどが盛り込まれた。

行政機関個人情報保護法における改正は、いずれも個人のプライバシー保護に資するものであり、法改正を受け、個人情報保護条例において個人情報の定義を修正すること及び要配慮個人情報を追加することは適当である。

【参 考】

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（改正後、抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 以下（略）

○ 北海道個人情報保護条例（現行、抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2)～(6) (略)

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2～4 (略)

5 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。

(2) 個人情報保護法関連

説明又は資料提出の要請（第49条）、是正の勧告（第50条）、事実の公表（第51条）を削除することは適当である。

【説明】

現行の個人情報保護法では、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者を法の対象外としているが、取り扱う個人情報が5,000人分以下の小規模な事業者であっても、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、平成27年9月の法改正で全ての事業者が法の適用を受けることとなった。

個人情報保護条例の「説明又は資料提出の要請（第49条）」、「是正の勧告（第50条）」、「事実の公表（第51条）」の規定は、法対象外の事業者を想定しているが、法改正により全事業者が法の適用を受けることとなることから、行政上の措置に関して法と条例の重複を避けるため、第49条及び第50条を削除することは適当である。

併せて、第49条及び第50条の規定が適切に実施されることを目的に規定された第51条を削除することは適当である。

【参 考】

○ 個人情報の保護に関する法律（現行、抜粋）

（定義）

第2条 1～2（略）

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一～四（略）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

○ 個人情報の保護に関する法律施行令（現行、抜粋）

（個人情報取扱事業者から除外される者）（抄）

第2条 法第2条第3項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

○ 北海道個人情報保護条例（現行、抜粋）

（説明又は資料提出の要請）

第49条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

（是正の勧告）

第50条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（事実の公表）

第51条 知事は、事業者が正当な理由なく第49条の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

2 情報公開条例の改正について

個人情報の定義を修正することは適当である。

【説明】

平成27年9月の個人情報保護法の改正を受け、平成28年5月には情報公開法においても個人情報の定義の明確化に関し、改正が行われた。

情報公開法における改正は、個人のプライバシー保護に資するものであり、法改正を受け、情報公開条例において個人情報の定義を修正することは適当である。

【参 考】

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（改正後、抜粋）

（行政文書の開示義務）

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
（イ～ハ 略）

○ 北海道情報公開条例（現行、抜粋）

（実施機関の開示義務）

第10条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

参考

1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

年 月 日	処 理 経 過
平成28年10月19日	○ 諮問書の受理（諮問番号534） ○ 第三部会へ付託
平成28年10月24日 （第三部会）	○ 実施機関から本件諮問の理由等を聴取 ○ 審議
平成28年10月31日 （第86回審査会）	○ 答申案審議
平成28年11月8日	○ 答申

2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

平成28年7月1日現在（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
安藤 誠悟	弁 護 士	第一部会長
市毛 智子	弁 護 士	
小倉 一志	小樽商科大学商学部企業法学科教授	
尾崎 英雄	弁 護 士	会長
片桐 由喜	小樽商科大学商学部企業法学科教授	副会長、第二部会長
上机 美穂	札幌大学法学系准教授	
見野 彰信	弁 護 士	
嶋田 健	元株式会社テレビ北海道専務取締役	
白井 芳明	株式会社HARP 常務取締役プロジェクト推進部長	
高井 昌彰	北海道大学情報基盤センター センター長・教授	第四部会長
中村 敏子	北海学園大学法学部政治学科教授	
丸尾 正美	弁 護 士	第三部会長
米田 雅宏	北海道大学大学院法学研究科教授	